

熊本県熊本地方の地震により被災された方への特別お取扱いについて

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、この度の地震により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまからお申し出をいただいた際には、次のような特別のお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払いについて

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 損害保険契約について

損害保険契約につきまして、三井住友海上火災保険株式会社の定める取扱いにて対応いたします。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」は、一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置があります。

【生命保険に関するお問い合わせ】

スミセイコールセンター 災害専用フリーダイヤル

0120-889161

※受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時

土曜日 午前9時～午後5時

【損害保険に関するお問い合わせ】

三井住友海上 事故受付センター（フリーダイヤル） 24時間365日受付

・自動車保険に関するご連絡 0120-258-365

・住宅・店舗など自動車保険以外に関するご連絡 0120-258-189